

# 石見神楽伝承方法提案業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

石見神楽は、日本遺産にも認定されている本市が誇る伝統芸能であり、市内には 50 以上の神楽団体がある。また、本市は石見神楽和紙面、石見神楽衣裳、石見神楽蛇胴などの神楽産業を生み出した「石見神楽の本場」でもあり、令和 5 年度施政方針において、国内外への情報発信拠点として、「(仮称) 石見神楽伝承館」の設置検討を表明している。

しかしながら、少子高齢化等に伴い、神楽の担い手や神楽産業従事者の高齢化による後継者問題、情報発信の内容や方法など、石見神楽の保存・伝承に向けた課題は多い。

これらの課題に対応するため、石見神楽伝承内容検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を立ち上げ、石見神楽、神楽団体、神楽関連産業等の保存・伝承に向けて、行政と民間がそれぞれどのような取組を進めるべきかや、行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討してもらい、提言書として市に提出してもらおうこととしている。

本業務においては、これらの点に十分留意しながら、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等を提案することとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

石見神楽伝承方法提案業務委託

### (2) 委託業務の内容

別紙「石見神楽伝承方法提案業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

### (4) 委託料上限額

5,813,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分野「役務等の提供」の大分類「企画・製作」の小分類「アンケート・計画策定」に登録されている者。

\* 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「記 14 担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 6 年 5 月 8 日（水）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

(3) 公告（募集開始）の日（令和 6 年 4 月 22 日）において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 13 条第 3 項に

において準用する場合を含む。)の期間にない者。

#### 4 スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	令和6年4月22日(月)	ホームページ
2	質問書受付期限 ※随時回答	令和6年4月22日(月)～ 令和6年5月10日(金)午後5時	電子メールによる
3	参加表明書等提出〆切 (関連提出書類を含む。)	令和6年5月17日(金)正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
4	参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼	令和6年5月24日(金)	
5	企画提案書等提出〆切	令和6年6月10日(月)正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
6	プロポーザル審査 (プレゼンテーション)	令和6年6月12日(水)(予定)	プレゼンテーション20分以内、 質疑応答20分程度
7	選定結果通知・契約協議 等選定業者と契約締結	令和6年6月中旬(予定)	

#### 5 公募書類等の入手方法

企画提案書様式等については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和6年4月22日(月)から令和6年6月10日(月)正午まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配布は行わない。

#### 6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 参加申込

ア 提出期限 令和6年5月17日(金)正午 必着

イ 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限り。

ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市教育委員会文化振興課神楽文化伝承室神楽文化伝承係

- エ 提出書類（各1部） ・公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）  
・事業者概要書（様式第2号）

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和6年5月24日（金）までに申込者へ文書で通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第3号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス bunka@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表）  
ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・業務実施にあたっての基本的な取組方針について記載すること。
- ・仕様書の業務内容に掲げる以下の項目について、業務実施上のポイントと具体的な取組内容、業務の進め方等を記載すること。  
項目(1) 「基礎的な資料の収集及び整理分析」  
項目(2) 「専門委員会の運営支援」  
項目(3) 「石見神楽伝承方法の提案」
- ・仕様書に定める業務内容以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報収集や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を記載すること。
- ・本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。

ウ 業務実施体制表（様式第5号）

エ 業務実績調書（様式第6号）

- ・過去5年間で実施した本業務と同種又は類似の業務実績があれば提出すること。

オ 見積書（任意様式）

- ・見積書には内訳書を添付すること。
- ・見積限度額は5,813,000円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

(2) 提出部数 8部（ただし、企画提案書提出届及び見積書は1部）

(3) 提出期限 令和6年6月10日（月）正午 必着

(4) 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着した

ものに限る。

- (5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地  
浜田市教育委員会文化振興課神楽文化伝承室神楽文化伝承係
- (6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

## 9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和6年6月12日（水）（予定） ※詳細については別途通知する。
- (2) 実施方法 対面またはオンライン形式（Zoom）のうち、事業者が希望する形式にて実施する。
- (3) 場 所 対面の場合は浜田市役所内会議室を予定。
- (4) オンライン オンライン形式（Zoom）での参加方法については、別途連絡する。
- (5) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名までとする。
- (6) 実施内容 ア プレゼンテーションは、提案説明を20分以内で行い、その後、質疑応答を20分以内で行う。  
イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (7) その他 ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。その際、必要となるプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。  
イ プレゼンテーションは非公開で実施する。

## 10 審査及び選考

### (1) 審査・選考方法

「石見神楽伝承方法提案業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（委託候補者）の選考を行う。

なお、参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

### (2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（委託候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

### (3) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不相当と認められた場合

## 12 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

## 13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (5) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

## 14 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市教育委員会文化振興課神楽文化伝承室神楽文化伝承係 担当：木村、木谷

TEL 0855-25-6301

FAX 0855-23-5758

電子メールアドレス bunka@city.hamada.lg.jp